

第6期熊本県障がい福祉計画  
・第2期熊本県障がい児福祉計画  
成果目標と活動指標〔令和3年度～令和5年度〕

熊本県障がい者支援課

# 成果目標と活動指標〔令和3年度～令和5年度〕

- 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- 4 福祉施設から一般就労への移行等
- 5 障がい児支援の提供体制の整備等
- 6 相談支援体制の充実・強化等
- 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築
- 8 発達障がい者等に対する支援

## ○成果目標と活動指標（見込量）との関係

### 成果目標

障がい者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するため、令和5年度を目標年度とする障がい福祉計画等において必要な障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標



### 活動指標

成果目標を達成するために必要な見込み量等（基本指針 別表第一参照）

# 1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

## 成果目標

### (1) 地域生活移行者数の増加

R元年度末時点の施設入所者数2,836人の6% (173人)以上が  
R5年度末までに地域生活へ移行

### (2) 施設入所者の削減

R5年度末時点の施設入所者数をR元年度末時点から1.6% (46人)以上削減

【参考】 第5期・第6期の目標値の比較

【成果目標】		第5期目標	第6期目標
(1) 地域生活移行者数の増加	国	9%	<u>6%</u>
	県	8%	<u>6%</u>
(2) 施設入所者の削減	国	2%	<u>1.6%</u>
	県	2%	<u>1.6%</u>

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 成果目標

- (1) 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数  
精神障がい者（入院後1年以内に退院した者に限る）の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上
- (2) 精神病床における1年以上長期入院患者数の減少  
R5年度末の1年以上長期入院患者数 (65歳以上) : 2,579人  
(65歳未満) : 920人
- (3) 精神病床における早期退院率の上昇  
R5年度における入院後3か月時点の退院率 : 69%以上  
R5年度における入院後6か月時点の退院率 : 86%以上  
R5年度における入院後1年時点の退院率 : 92%以上

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【参考】 第5期・第6期の目標値の比較

新

【成果目標】		第5期目標	第6期目標
(1) 精神障がい者の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数			316日以上
(2) 精神病床における 1年以上長期入院患 者数の減少	65歳以上	3,113人	<u>2,579人</u>
	65歳未満	1,273人	<u>920人</u>
(3) 精神病床における 早期退院率の上昇	入院後3か月	69%	69%
	入院後6か月	84%	<u>86%</u>
	入院後1年	90%	<u>92%</u>

※(1)・(3)は、国の目標値と同じ  
 (2)は、国の目標値設定なし

## 2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 活動指標

項目	精神障がい者の地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助の利用者数			考え方
	令和3年度 (人/月)	令和4年度 (人/月)	令和5年度 (人/月)	
地域移行支援	市町村へ照会中			現に利用している精神障害者の数、精神障害者のニーズ、入院中の精神障害者のうち地域生活への移行後に各事業の利用が見込まれる者の数等を勘案して、利用者数の見込みを設定
地域定着支援				
共同生活援助				
自立生活援助				

項目	数 値	考え方
精神病床における退院患者の退院後の行き先	<b>在宅</b>	<b>1,000 人</b>
	<b>施設 (障がい・介護)</b>	<b>291 人</b>
	<b>その他 (他院・自院の 精神病床以外等)</b>	<b>528 人</b>

### 3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### 成果目標

各市町村または各圏域に地域生活支援拠点等を1つ以上確保し、  
**年1回以上運用状況を検証及び検討**

【参考】第5期・第6期の目標値の比較

【成果目標】		第5期目標	第6期目標
地域生活支援拠点 の整備	国	各市町村又は圏域に整備	各市町村又は圏域に整備 <b>及び年1回以上の 運用状況の検証・検討</b>
	県	圏域に整備	<b>各市町村又は圏域に整備 及び年1回以上の 運用状況の検証・検討</b>

#### ○現状

第5期計画終了時点（令和3年3月末）で、全市町村で設置予定。

※圏域での設置を含む



## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 成果目標

#### (1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加

R5年度中に一般就労に移行する者の数

就労移行支援事業等は、R元年度実績の1.27倍(355人)以上

うち、

就労移行支援事業は、R元年度実績の1.30倍(182人)以上

就労継続支援A型事業は、R元年度実績の概ね1.26倍(141人)以上

就労継続支援B型事業は、R元年度実績の概ね1.23倍(31人)以上

#### (2) 一般就労移行者に占める就労定着支援事業の利用者の増加

R5年度において、就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、就労定着支援事業の利用者の割合を全体の7割以上

#### (3) 就労定着支援事業所の就労定着率の増加

R5年度において、就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所を全体の7割以上

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

### 活動指標

項目	数 値	考え方
就労移行支援事業等から一般就労への移行者数	<u>353人</u>	R5年度において、就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）利用者のうち、一般就労への移行者数の見込みを設定
職業訓練の受講者数	<u>22人</u>	R5年度において、福祉施設から一般就労に移行する者のうち、必要な者が職業訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定
福祉施設から公共職業安定所への誘導者数	<u>419人</u>	R5年度において、福祉施設利用者のうち、必要な者が公共職業安定所の支援を受けることができるよう、福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
福祉施設から障害者就業・生活支援センターへの誘導者数	<u>101人</u>	R5年度において、福祉施設から一般就労に移行する利用者のうち、必要な者が就労移行支援事業者等と連携した障害者就業・生活支援センターによる支援を受けることができるよう、福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数の見込みを設定
公共職業安定所における福祉施設利用者の支援	<u>133人</u>	R5年度において、福祉施設の利用者のうち、公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数の見込みを設定

## 4 福祉施設から一般就労への移行等

【参考】 第5期・第6期の目標値・活動指標の比較

【成果目標】		第5期目標	第6期目標
(1) 福祉施設利用者の一般就労への移行者数の増加	国	1.5倍以上	<u>1.27倍以上</u>
	県	1.5倍以上	<u>1.27倍以上</u>
新 うち、就労移行支援事業利用者の一般就労への移行者数の増加	国		<u>1.30倍以上</u>
	県		<u>1.30倍以上</u>
新 うち、就労継続支援A型事業利用者の一般就労への移行者数の増加	国		<u>概ね1.26倍以上</u>
	県		<u>概ね1.26倍以上</u>
新 うち、就労継続支援B型事業利用者の一般就労への移行者数の増加	国		<u>概ね1.23倍以上</u>
	県		<u>概ね1.23倍以上</u>
新 (2) 一般就労移行者に占める就労定着支援事業利用者の割合	国		<u>7割以上</u>
	県		<u>7割以上</u>
新 (3) 就労定着支援事業所全体に占める就労定着率8割以上の就労定着支援事業所の割合	国		<u>7割以上</u>
	県		<u>7割以上</u>

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### 成果目標

- (1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実
- R5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置（市町村単独での確保が困難な場合には、圏域）
  - R5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築
- (2) 難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築
- R5年度末までに、難聴児支援のための中核機能を果たす体制の確保・充実を図る。

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

### 成果目標

(3) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

R5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保(市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保)

(4) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

R5年度末までに、県、各障がい保健福祉圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置(市町村単独での確保が困難な場合には、県が関与した上での圏域での設置)

## 5 障がい児支援の提供体制の整備等

【参考】 第5期・第6期の目標値の比較

【成果目標】		第5期目標	第6期目標
(1)重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実	国	センター：市町村に1か所以上※圏域でも可 保訪：全市町村で支援が利用できる体制を構築	センター：市町村に1か所以上※圏域でも可 保訪：全市町村で支援が利用できる体制を構築
	県	センター：圏域に1か所以上 保訪：全市町村で支援が利用できる体制を構築	センター： <u>市町村に1か所以上</u> ※ <u>圏域でも可</u> 保訪：全市町村で支援が利用できる体制を構築
(4)医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置	国	県・圏域・市町村に協議の場の設置 ※市町村単独が困難な場合は圏域	第5期目標 <u>及びコーディネーターの配置</u> ※市町村単独が困難な場合は圏域
	県	県・圏域・市町村に協議の場の設置 ※市町村単独が困難な場合は圏域	第5期目標 <u>及びコーディネーターの配置</u> ※市町村単独が困難な場合は圏域

※(2)は、第6期新規目標 (3)は、第5期目標と同じ  
また、(2)・(3)は、国の目標と同じ

## 6 相談支援体制の充実・強化等

### 成果目標

※第6期新規目標、国の目標と同じ

R5年度末までに、市町村又は圏域において、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の充実を図る

## 7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

### 成果目標

※第6期新規目標、国の目標と同じ

R5年度末までに、県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築

### 活動指標

項目	数値	考え方
指導監査結果の関係市町村との共有	<u>年2回</u>	県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果を関係自治体と共有する体制の有無及びその共有回数の見込み



## 8 発達障がい者等に対する支援

### 活動指標

項目	数値	考え方
発達障害者支援地域協議会の開催数	2回	地域の支援体制の課題の把握及び対応についての検討を行うために必要な開催回数を見込みを設定
発達障害者支援センターによる相談支援件数	7,100件	現状の相談件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターによる相談支援が真に必要と判断される数を勘案して、相談件数を見込みを設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言件数	461件	現状の助言件数、発達障害者等のニーズのうち、市町村等での対応が困難であり発達障害者支援センターあるいは発達障害者地域支援マネジャーの助言を必要とする数を勘案して、助言件数を見込みを設定
発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数	920件	現状の研修及び啓発件数を勘案し、個々の発達障害の特性に関する理解が図られるために必要な研修、啓発件数を見込みを設定



## 8 発達障がい者等に対する支援

### 活動指標

項目	数値	考え方
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	市町村へ照会中	現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、受講者数の見込みを設定
ペアレントメンターの人数		現状のペアレントメンター養成研修等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、ペアレントメンターの人数の見込みを設定
ピアサポートの活動への参加人数		現状のピアサポートの活動状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、数の見込みを設定